

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

20

JAPAN

10

8

7

6

5

4

3

2

1

0

二三書

本

又5
2334
2止

古今文集大成

二



文庫
門號
2.934
卷 2

古今武家雜話卷之二

根岸文左衛門益骨の事

一井工河園正利家中小根岸文左衛門云者有り矣
士を小あらへて随分公私ノ者たりする。其の子李
浦ノ弟李年無骨文左衛門者たり。河内より
在所に温泉の布茶湯とす。且下屋敷の主と
見ゆる。家の高木教若庵と稱ひ。生毛七
或其孫の者と集め奉れ。湯を飲む。酒肴も
やうやく。之を大いに呑く。益骨之名セ一興ア
ト。今も古き如き一坐の面、是の如きを以沙翁ニ

水谷書院

枕にしおり、呼んで此茶と飲せ。座候よ
茶籠の下、茶の放角、志士骨をうつし、留
可以思ひ、近習代を下す而、目引袖引等の書
ノ文をうつす。腰を下す早、前脚を拂り、家臣を
ゆく馬の鞍置をも詰め、初々具足枕の蓋
着用。奥をどなゆ、肩より拂ひ上席の小手
脇當六具と坐す甲代緒とその大手と横と、要
蓋す。前刀代鞘と、前馬の鞍す、手を先と
さむ。嘉吉家内の者、仰と消す。仰坐の出来て、
支度を終むて、拂ひ上り、腰を下す。左は、
耳中を更に、ソヌ入一元子綱少一休の教訓

今日の下小見ゆる大ちる廣野三ツ木から
素付、長刀水車子振刃、大音鳴く中止侍の
もの御令。如是の半ばも、第一に何事か、坐と
飲事と並て、前もんややと以てかく煙草と、堂
核二と遍る事無く、方所に漏りきらぬ間の是と見
られ、一役後酒は笑ひをきくとぞ。

高次承此事

一鳥居伊賀多江家先主を承此事云者あり大
家ノとも稀少其善く傳くる者あり、之を云

第一忠義とぞりし事上を候ぬく下の臣能知
主君二家事よりも承付くを支えたりけり伊勢守
吉良之弟年才四十公爵子際也一萬事家
の仕置筋の卷召承付け候事所、其後は侍
大福主向し自否の不當を諭すも服うる者
多きありて考究者多く侍あるが故に
右の者科選才出處候と云甚るの役人是と
沙覽りて之を知りて其處をもとめ、承
之より主へ加及、參見候事と同半世も差違なし
朴庭才出處とする者多く自由とせりつゝ事、
亦多矣主人の事りてよしむゆうと當て譽ゆ

居りて支度する所下の役りせんを事小等
主君一家中の將焉と云ふ人をしげびの事いすを
引申す。是年正月西の事より下候て人多用
能少病人少ひ刺鑑瓜瀬、潤子等又御了事の
為難き不爲者少ひ人多と候て又代の事事に
如法如才少ひて候上一和てかくす止病少とも
如無て不す公多ひて候て又少事の仕事に不爲者
多ひて無能格子と實在全子と信て仕事せざ
むれり又或才詠歌謡曲の者大半の人取てて
皆虚候して莫友から由ゆと謂く。古ふれ支那を參
りて乃ち高帝は海内に明主をもてりて承ゆ

坐姿の氣謙ちうつりて自分の坐姿とち
も渡さんとしをとゆく仕事などもあり一海の者
星と対たまうるゝ遂處へ役へゆくする者也沙翁
おもひはくはく止あひゆる達す丈義教と弥沙不アサ
お長哥おれのミ義教と雖沙用白ニ爾
もめ能く平遠普請へ漏さうり御事下
今の大事如其事無く一家力思ひ大事と云計す
洪武帝一眼見し毛の石單すと毛並すと上下す
和し小家の家元あらねう名高く

二帝平馬略の事

一本多伯都と高允二帝平馬列首字楊行本
高平馬列ト高允高行本共皆漢室に及す、以承
ノ子孫のり年少入孫祖アレ置平帝を中
而ノ小仕立野々寺其以高勝之故存少歟の言
常寔公の沙汰もさうが少消息アレ名譽アリ
伯都と高行本と上意アレ許へ程の者アリ其
高の過年の内アリ且那と申名アリと見度合
少一と也莫唐主上高祖アリ有火と山、漏失の才
火事多キ平馬列國少し影夷弱ヒ多參モ

上者より御体も又農事十全の生る支那に
の外國の農業來り其第一信のナシ緑ノト
ニ古名子ナリ。在先役のナシ大根が麻糸中了而
人之體外ナガル也。仰升ナシ。御傳子平馬。只次
農事方と飯ハア多キ。其下一體。平馬事。分
伯者ナシ。モソノゾノゾノ。身分。當任。伯
者。其裏向。安席下。ソシケテ是ナリ。此生ノ事
ナリ。吉原の妓女一万三千。と詰申。事
ノ其少濯子居。のセ。太陽。於。昼夜。歌舞舞
ノ。其上ナモ。數度。吉原。山廻。小酒
煙草。爲。海。ナリ。是ナリ。事。於。女。平馬。

居。自。之。否。ひ。す。ナ。及。遂。忍。シ。如。汝。也。每。自。古
の。傳。シ。其。上。伯。都。用。今。レ。モ。引。貢。古。ナ。レ。ス。外
了。者。ナ。リ。伯。都。ナ。副。子。ナ。シ。而。號。シ。多。子。小。シ。高
官。ナ。シ。ナ。チ。年。長。ナ。十。服。ミ。祿。居。住。リ。テ。不。生。
了。ノ。始。名。多。の。浪。との。わ。シ。游。レ。シ。不。年。ナ。テ。卑
世。ナ。リ。其。事。主。ナ。以。戶。半。沐。ヘ。而。是。也。祿。居。往
の。家。行。ナ。シ。其。屋。少。未。ナ。シ。ナ。養。濃。シ。而。源。李。九
仙。家。皆。小。事。ナ。シ。是。皆。平。馬。ナ。若。國。也。ミ。基。根
皆。平。馬。底。夢。ナ。全。ノ。ナ。仰。都。ミ。不。云。ナ。シ。玄。弓
括。人。技。根。の。玄。行。ナ。シ。平。馬。自。合。の。於。扁。史。古。所。多。集。

櫻居一伯者三代子利貞す。事定しとて上納人す。
夷人ノ被毛を以て御置し。今子も悪く。若かしてても
是人ノ滿足具充實もし。賣代す。既に吉日ノ所
在奉宣す。身下の其身も下疳の病と目せられ
の舟少し本草一ノ物

松平義濃す。先立臣、立身中立。又サリ。家臣
トモ内侍の事

一松平義濃す。先祖甲斐の人す。今武田
信玄の末葉也。云系因重寶。又赤備の武具等

信玄の持継す。治承ノ年。其首
常憲公館林小苑沙庭。前々研次。孫。而後
終而秀子。依の身上にて。少人。源。と前。之。而
以前。左。右。仕。一。某。黨。曾。根。准。至。し。源。之。年。一。の
家元。元。可。一。者。有。り。二。之。而。人。經。の。之。力。之。除。幕。九。而
准。多。多。參。供。供。少。而。細。而。一。者。也。右。准。九。而
准。少。興。力。而。德。於。大。源。自。多。以。其。廣。多。方。行
多。取。大。將。而。前。多。之。也。亦。多。布。小。身。少。而。賣。一。或
者。一。之。之。被。小。或。内。布。の。内。一。者。と。よ。ナ。交
往。而。更。不。程。並。置。一。家。内。石。恩。微。す。而。此。

其邊傍く是事何の支もすか。又其
首すりて、之り是多傷。大石すらとて、其本末
之果すりて、孫を弟何年し。沙側向の沙事は
トニ望其以出成の牧野修馬は多より有。然る
トハ修馬辰か。少沙發月額の復す。之多者
是モリ沙赤也。あ細きよ、沙銀也。及
沙事は其事常寢。云天下古歴。之多之年
石沙赤也。其事是多石塔也。又多石沙銀也。
派土羽も多放。沙側清人。之多修馬事方
石也。石と石上。右左石風も事て。沙側清人
少とも取れ。ひづる。云役もあ。沙光中の上に立

松平忠勝は多沙字。沙字は改吉保と號。從四位下
ア仕せ。被毛。如其の。立身上古。氣質。多前治年の
沙代り至く。又官歸。支度。其事右五万石の多
より甲脅の極と放放。國主の松平事。其上
次男の刑部少輔。二男武部少輔。新知。多名。少鷹
向端松平の称號。之不偏。之。近在侍。子在。甲
斐。之多西安。甲斐入源氏。高麗の。未葉也。世上の聲
あり。そのれ。沙男の。家今。押次。子。三郎。之。中東
先在の。多通。之今更取。之。之。二男の。家也。
今以松平と。被毛。从其流。是當の。威勢。諸名乃

見舞使者直ちに市にて馬と置厚手
天地より其上神田宿の内の上部へ大手門脇
達役所是より沙汰リ有其度に詔書名より之を
御内幸御門の事より不夜城の事也御内
屋風或吉年は化の事と馬と茶の湯道を至
シモアモルルルルルルルルルルルルルルル
少倉の色紙も大手門家子納
の市子庭の事也成銀の大手門の事也御内
達役全手く極て多款仕りよし全銀の事也御内
ラーメタクスルの事也御内集り上手り沙汰
の事也御内沙汰の事也御内沙汰下手り
沙汰

御内沙汰と既て教多御外 中手も馬の事と教り御
の大底參り是より沙汰沙汰と稱し庭の度凡て
万件是より能の事も承入教り有事也或に當私と
達役舟玉津萬の御と移りとすり漏れと漏
漏盡手と大手門の銀の事と云甚事一通(全)にて
御内沙汰の事也御内沙汰と云甚事も承入教り
其景色立事と云甚事也御内沙汰と云甚事も承入
教りと云甚事也御内沙汰と云甚事も承入教り
方事と云甚事也御内沙汰と云甚事も承入教り
之が本末小を擧り 常寢公も云く怪系也

ありても沙汰無り沙汰有りて何事かとぞ
城守り沙汰ひきとて而後一物もかゝれ
先もかく居まつて諸大名の多寡引けん材木
或る者の衣ふの如きもあく、珠の金玉波アリテ
シテ仕守の者、火事丸身上直ナガ者もまづ
其處、常寢、公沙汰算すて差度は源氏初終
係の名と改め約ゆの事もまた既りて今と反面
了金銀室也と悉く奉る。貴君の恩お料
おう、榮耀、榮をもて仰みかと抱の事もと山伏
泉の少心地と厚り哉、おおむねらどく公の恩子掌す
手小お付やかと大勢争うのせ自らもと清世

ノ子泉多のせよし如何志すよん、承りて
お子の人深也源の源也、一ノ身の者明し乍る
矢や弓など取ひ得ナリキとえりて者アリ
ト此如辯樂人、一生明一言もさりとれり

一ノ子泉多のせよし如何志すよん、承りて
お子の人深也源の源也、一ノ身の者明し乍る
矢や弓など取ひ得ナリキとえりて者アリ
ト此如辯樂人、一生明一言もさりとれり
も彼年既中少於萬石ありて、此次の家滅却
子、百石を子すなり。家充成、一一家力の家承
立す不處居、の大名族在多事、一章書の昔年

或々銀と水りて五分と半分り其事あふし五升を度す
銀の有者も此種の手毎足し或三筋加縫一筋
ナシテカドの使ひより其者と並び先角を度す
そん支とあくまでも心偏る其筋より腰筋の
於て見度量り一筋を度すナリ甲子ノ門松
きちの古代如くの首尾ナシナリと終り彼筋を
ナシナリ

一
延寛八年庚午八月廿日 繁有公薨仰天、沙國屋
沙庭りかうとレ沙庭不可度定本と多く評議す
大元源井雅樂頭忠政元中、裕美良成慶ニ守志久保
加賀忠朝寺井能家利房源田経等ニ後坐奉
ナシナリ

松平因陽子信長右管領石川貞徳兼政少少初
詳説區、レテ改手有智川幸仁親王沙庭君子中定
沙室福田倫守下坐り恭出ノ内紙宣西行及清左
右近天下之主かとて置及前後の所是ナリお續
可ミミ更正據る以て人眼赤ナ沙庭兼政鑑及
也亦可ナリ血縁も無シ沙方沙庭君ノ御事は天
下の批判如何不以モ若ナシ少有ナリトシ鑑兼政
御吉鄉沙室君ノ小室少体急て鑑及沙室
沙室沙室ノ事に嘗て後林及家同牧里源房ノ商貿
致希ナシ亦不事上り沙室君ナキナリ

沙尾地主ノトキモレシ。沙尾主の少く後ウシテ下
此處ナリタム。今如何可見哉。氣ナシ。海ナシ。又
無有也。方先ツ某毛。海は水吉の程。而リ全毛可
當。支ミサシ可。危りキテ。上ナリ。然モ全毛モ
仰リ。石修摩等平。毛。海仕。れ。尤カ。銀波毛
根株。の枝葉向ひ。其の銀波。根株。也。根越。引。之
中。京の空。底負ナシ。沙尾主ナシ。底の木立
未。四ア。皆。波主。も。餘林。及。沙尾主。ナ。お。根。リ。今
老。株。之。根。也。可。往。ニヤ。上。根。也。然。リ。根。被。及
沙。尾。主。ナ。ナ。空。リ。也。急。大。沙。尾。也。根。の。多。ア
牧。屋。重。ニ。ナ。シ。シ。ナ。シ。ナ。シ。ナ。シ。ナ。シ。ナ。シ。ナ。シ。ナ。

其處可ア。多。シ。畏。シ。沙。尾。住。マ。ア。近。使。銀。林。及。主
沙。徒。仕。社。也。城。リ。主。は。修。吉。ニ。沙。尾。主。ア。主。寵
吊。別。任。雅。大。納。言。西。の。丸。ア。御。レ。以。前。御。古。公
恩。有。ア。ノ。ノ。源。升。雅。也。沙。尾。也。近。敷。大。屋。主。ア
主。屋。也。主。也。也。大。屋。主。ア。也。主。也。也。主。也。
内。出。寺。不。去。沙。尾。主。ア。寺。主。也。主。也。寺。也。也。也。
在。使。可。也。退。ト。の。主。ニ。酒。ナ。族。市。主。ア。主。也。也。也。
十。う。其。内。忠。臣。の。算。並。雲。和。鄭。も。主。也。也。也。
被。ト。上。ナ。寄。宣。矣。ア。多。レ。ノ。也。沙。移。小。河。也。也。
可。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
是。も。ア。酒。ナ。宿。也。初。ア。萬。雲。和。泉。ア。也。也。也。也。

五首尾に沙羅の行はる忠臣道歟、幸運也沙羅上
之仰付る者無く失禮す。沙羅取る沙羅を慕
思する源氏沙羅と家作橘子母屋の西廻上者是
京都所可也。終付

一或近ノ甲府ニ寄テ鍔林亭を畠沙四人於下而之
今子母屋沙羅の事も御井雅主以下言ふし石川左
里翁及山叟及右軍翁の沙羅事少し總沙羅の
今子母屋沙羅事也。豈古有士官沙羅事乎。ト
佐々木鍔林及沙羅焉子沙羅事也。雅主既身于幕末古
沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。
免太角翁沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。

沙羅事也。在一世と傳ひ行方九月一日沙羅事也
在是那ノ鍔林及沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。
是十日詔名の御井氏と沙及八日沙羅事の被寄り
雅主既引也自滅の由を急治也。沙羅事也。沙羅事也
其以研以志弱也。尚此三事也。左近女左近希詔文
名アヒシトニ重不レ在中。左近女左近希詔文
五葉事也。アヒシトニ重不レ在中。左近女左近希詔文
至以至也。沙羅事也。左近女左近希詔文
シ高元吉翁在支坐也。左近女左近希詔文
ナシ且那坐矣。沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。
も同亦の事也。沙羅事也。沙羅事也。沙羅事也。

事より其布衣稚童をも玄蕃と名ふ。六月安
井の事より使ひし者より之の事より之を安
井と名すと玄蕃は勝りて余中も之を服用
シテはれぬ。故皆之を恐す。然て自今以來二言を以
て爲ふ。西草年。而序によ体をかきくはの不收存
修はれ候事。之等はやうが御子の便もと心地
が爲る。亦うも沙家本稚童女也。也。稚童半右
の脚を晒す。是を嘗て其布衣役人もとを被大
者より走り立たせられ。之等を嘗て半右脚を
晒す。是を嘗て其の御子の脚を晒す。故文也。行

事より其布衣稚童をも玄蕃と名ふ。六月安
井の事より使ひし者より之の事より之を安
井と名すと玄蕃は勝りて余中も之を服用
シテはれぬ。故皆之を恐す。然て自今以來二言を以
て爲ふ。西草年。而序によ体をかきくはの不收存
修はれ候事。之等はやうが御子の便もと心地
が爲る。亦うも沙家本稚童女也。也。稚童半右
の脚を晒す。是を嘗て其布衣役人もとを被大
者より走り立たせられ。之等を嘗て半右脚を
晒す。是を嘗て其の御子の脚を晒す。故文也。行

五代の承古傳子の後は、窮屈ゆきと可かくも言
家をもよからずの支へし終り、嘗て中と益也食
宿る主上、古羽毛と麻の衣を以て其の居間に通り
名前をすむ重の主に沙御下へ、又主の衣類中
皆見安泰也。先是承聖の居間に通り、主に就
室す、之故次第にて所詮詔アセル。而もの
者れ被服の物を少し益の上用人の誰かに、奉事
を乞ふとか、是シ芳前へいひて居る所をもすま
被服主連ひと刀一腰、左肩にぬけ、代金二十枚の
内手、とおなじ量すうじゆゆの桺波と能く、リ入る
公候向す。此を賜ひ、事小牧堂御宿の桺波翁

を公卿端子と角競ひ、家元用人をも入吉近傍奉
給す。且く御子公義向と度母たり、寺社主仍其母
大院寺法大院寺主に仕入り、兼て改め其母源氏又勅
勅由と改め、家督總領内西院子謙り、内西院子謙
と改め、家督内西院子十日程程、早々中多内西院
嫡子興宣帝送从東後雅志院子俊足是文、而身少矣
又改めし内西院子俊足去、其子豐定中多内西院
家督を継ぐ今雅志院子俊足も勤仕

一
嫡子丹原三山通京都所司代より、中多ノ勤行と云
總管よりナリ前、既ち成村京都清原祇園役

灵山丸山石垣所立の浪人者公卿及上人朝主
ノ源ノ近門以テ被祀トシ御祠のニモも漏矣
延興と謂フ法事の豫キシテ仰御心ノ
能御説有ト丹陽寺ヲモ仰者ウシト不善可名拂
との支由多羅のた畏リシ終レ彼者トミテリ
浪人今トハ常憲、公卿無乃桂昌泥及沙師宗
塔寺院友の嫡子也レ此麻利帝ト云者也矣
常憲、公卿母也の沙師宗也レ桂昌泥及兼而矣
因幡守也沙偶也父三峰宗及上人也ト官大前衛
將一又山科後庭丈と云人也後庭丈と同號
後康宗也ト称シテリ仰御此麻利帝ト云者也矣
宝之今トモ沙偶の支丹陽寺恩業集方ト云
沙役取捨トシは第ノ年余り生まつて不外也之也
判リエテ子也トサエト勧リ波革布沙庵大僧正
之也此本廟と云其ニ姓也沙庵也ト云者也
桂昌泥及沙一院方と號ヒ左近御院松平英厚
従弟也ト丹陽寺大前衛也ト云者也ト云者也
この丸トモ沙偶也沙偶也トシ沙庵也ト云者也
母也沙偶也トシ沙偶也トシ沙庵也ト云者也
土也石不使トシ沙偶也トシ沙庵也ト云者也
之也亦不使トシ沙偶也トシ沙庵也ト云者也

トの改革事より如春て忠義と稱せ渡支 大猷公
王下と沙國萬國を全く奉旨局の功とし今日御
モも亦坐候其孫トモニ再び沙國在主居候
たゞも既に沙國の沙國太守シタス、及以テモ
支モリ之尾瓦修レ 莲御上源医生モ取リテ
常憲公ナニニ元の沙國太守シ老夫藏之ノ
舊官沈及ナニシテ御帝奉事必吉三佐佐木其
生得の不外跡者ナニシテ自業自得の不仕合セ
ナリモ構入ナシト云御ノ如御也大仰ト云
扇山亭と沙國の沙支ナリ是本兵研次支家
の私ナシナリ

一 賢者多是因循家系附家滅却の事

一般に言はば資承修レ皆山中夷知悉於御前モ云々又
従事於後宗の言ふ事甚ち 台徳公の少代善房の
士名倉方ニ而モて被斬者右既レテ沙羅黃と云
ト者甚宗の根久人トシ首領トニシ古社名有總農
ト云者アリ然モ主事方ニ希多矣シ其役少し潔
毅年少の引取る事無レ一女未だの若國丁て辰爾一匱
引連古川の地下ニ逃れ世の言ナリ諸事ト云々^ト
壹代ノ掌事は既に人目と思ひナ沙羅勝の難と
有るの處多ナリ既に死刑ナニ重ね其身のすらの事

永キ信濃守尚改ト總領事ト嘉慶天人瑞アホル
シウムト吉原太の妻作序アホル年庚古多ニ事
テ娘子一所アリカニシテ源氏多ノ娘子同ニ沙羅
シテ大麻公の沙羅木ナシト 作手代君沙羅生主事
那家綱公ト拂トモリ此沙羅木ナシト樂の事
改め寅時疏皮役主近藤成天茶大師ト拂ト此役
一生の沙羅木主人の沙羅子、海之森川武郎大輔
も昭室アシテ。男子ハ塔の彈弓ナシナリ。母子共
七ち方と嫁トし夫の子ナリトハ那江主吉資承
ト利利那少翁元和門室平里日波ヨリ改津波越
信改田主天台宗圭法印也。甲子年寅時疏皮一

賤名程の沙羅木ナシナリ是譽昌多モ、沙羅木ナシ
那江左京大支資景ト云々大藏冠鑑主公女八代の妻
學市富高の侍。家ナリ。終ナリ。沙羅木ナシ御子ナカ
トシ未期子乃ト家事ト訴訟一回トナシ。那江一家の内
誰立被出ト。久内ト家元佑作爲。彦林日能久トナシ。ト
免角沙羅木ナシ。家元佑作爲。彦林日能久トナシ。ト
那江一家ト。沙羅木ナシ。家元佑作爲。彦林日能久トナシ。
那江八月太官役在下。金一石。學市佐佐治。源平吉方
石の加恩レ鶴ト都合。小方石ト。終。下里國烏山の地
トナシ。一子。多那。先の塔の彈弓ナシ。御子ナシ。那江一家

と良体と重厚嗣事とあら清雅教中と二男主反差
多き。御吉公負命ありし那仁と市資徳と没じ貞享
元年丁卯二月廿日吉主厚吉延久皇帝子達成、高麗
壬辰之役行幸主厚吉不威暇下支人の子より
是の道中の傍、またの勝り土生主ありしと
此を一歩と車く源川の傍り又高賣人の子、孫
主る在在又ノ常、坂山もさ渡世ノ良吉原
又リ、五色の山周寓は行幸主厚吉の傍に立身
し才の無事に経と水り、走望方へ
東り西安於所、主厚吉子幼少も中絶、行幸主
厚吉子、徐處業也。又其育以て

無骨其上極り、主厚吉子大之めにて終矣。す
乃う主厚吉子小之、家書中廢、此署量ふと見
度外乎。其後子捨置、福尔國書
名有今方枝ね木人枝ね葉、一室人合の様子と放
手高めり、母子たゞ並坐、置焉者主厚吉及
主の内、かを除くたまうる、行幸の主すやせりや
母子たゞ高めり思ひ止、行幸の主すやせりや
大號、並連詠す、主厚吉實子外り也。人曰ふ、
家書廻り入公私と詠歌、主厚吉の厚詔、詔、傳
沙答城主と實子と見、置焉厚吉子と見

吉興市旅子之空津渡旅中より沙鉢にて
小津渡船より不外の由りし事より経書聞書
とすじて有るが事より不外舟便にて沙鉢にて
草高峯と詮く水沙充多事より津渡船船より
小沙町上原より事より不外二ヶ月程通す所より
事より高峯子此一峯と詮く歌及吉興市之事
手不外り文代當令の列より一言事より不外
ノアハ草高峯今事と詮く事より不外

津渡船子不外首尾の直及支付安尾小路

事より向側の事

一津渡船子公私の不首尾也急市、水路の其事
す事より事周布もと人其より事より中止是も
松平城脇を浪々にて古尾小路やと八所橋道
古尾子事より事より初から御子より直事
松平城脇子事より事より支と松子より古尾子事
古尾子十キメガル事より事より奇麗子と可也事
以事然事より事より平遠漏りと古の沙糖事
五郎子事より事より事より事より事より事より事
用今より事然事より事より事より事より事より事

萬馬より西の使者渡す方より北と申す
多々トヨヒニ渡る大股をレ御別見渡す方より後去り
古事記と申すも主に其の事典中より申す事也
ナホリセウタノ御中より更度あり其事本ニシテ御事也
急の旅移少く他、高級ノシテ御事也。御毛尾
少筋也。ト内ハリノ中、多モテシテモ少筋也。御事也。
前事仕合沙於始末某所ノ國之ニ在有石以下
少筋の沙家壁ノ事也。沙於事也。多モテ少筋也。
長尾金毫同商少く移り急の中日暮事の便
キリ全毫中よりハムルム私也。名モアロサトナシ事
太ナリ西ノ事也。御者也。在也。中之会事
往來支官之角御事也。今ト沙先可ム也。九束御事
本モリ沙引ナシく松平若狭也。同方京吉又舟
御事也。左近因馬也。及沙先也。方モリ。前尾也。今江
沙先也。因沙先也。左近也。又舟也。沙先也
ナホカモ御事也。右角御事也。方モリ。前尾也。右の御事
吉野也。御事也。左角御事也。右の御事
ノリ。前尾也。御事也。右角御事也。方モリ。前尾也。右の御事
御事也。御事也。右角御事也。方モリ。前尾也。右の御事
吉野也。不治也。今急也。ナリヤリ。マモル。ナシモル
是事也。御事也。故中もあら不治也。是事也。半邊也

番役者有首尾第一事あつたる者子孫今不深遊
あり方甚少居候。数年旅宿も光長旅日松山の
所游。宿泊三月居多し。布松草上羽も家无研用
に仰承。其事。此中出す番役主勤訪役人。主と
能く解りし故也。是尤前に沙役人。主に
付取事多と存名す。其事十幾となく土をも
うち取れ家甚多くあり。也。久世の諸役人
河上役人皆く。少く半役半役。或は。若輩
の者とせりて。詠歌とよび。又。歌と。歌り事
と。業のあらわせ。主。詠歌を。歌り。八十歌の
信一毛ふ間す二間の。序。後。歌。詠歌。歌也。信

人。終はげ役人。主。是第。歌。歌子初底。主。徳堂主
主。主。前。歌。主。主。主。主。主。主。向。歌。主。若
參の者と。せり。歌は。主。主。主。

院光院及の。ナ事。所。並。兼。伊。木。下。清。舞

立身の事

一常憲公ナ母。多福昌院。沙織。院。院。院。院。
京都。シ。御。ナ。ア。佐。大。官。大。薦。捕。也。院。院。院。院。
称。ナ。人。の。事。在。昌。院。沙。織。院。院。院。院。院。院。

より基沙連毛カラリテリテリテリテリテリテリテリテリテリテリテ
法華寺ニモ其真詮ノアリトマニタマニタマニタマニタマニタ
モニ草多處ナシ南ヒテ引負多シ出来太也
津リト久原リシキ都トモリ身の置所モナリ
源信湖ノ源信宗教方ト侍ムトガラモ行宗
宗慶大福ニ迎義新力弗沙羅ムシタモ宗質
支漏八十日半ナリ尤義如絆ナシテシテ首
の為高禱子作ムシタモ其身乃不初跡ナリ
祐國八坂の美尼故ニ源信ト迦入シテムシテ
らし右奥ニ沙羅ナリ其ノ體仰ナリトモ
左龍の脇の浦前の大移葉丹波守の赤門寺有
才日根守も在の支ナク源信ナリトモリト西云
高木ナヤ通ニ法華寺ナリ御五帝自滅ノ其真詮
諸の持余沙連ナリ能ニ其真詮宗慶支漏ニ貞寧子
前ノ一小室度程ナリ不空ナリ沙羅弘源度
沙漏高源光流及ト不空是宗慶不空沙漏來當
モ沙漏モナリ少原ナレ源信ナリ沙漏ナリ沙漏
ナリ沙漏モナリ少原ナレ源信ナリ沙漏ナリ沙漏
ナリ沙漏モナリ少原ナレ源信ナリ沙漏ナリ沙漏
天下の沙漏也ト見寔シシ義文也モ出年也

も起りぬ。下すまゝ、事より佐古只、沙廻也。公
事、苦也。沙廻と御家宗政、基家も
沙廻也。事、沙廻也。常
常寢。公事も沙廻も、事の間事人。仰
て、成下り。仰て、沙廻て、首向ち。事
事の事。沙廻の事。沙廻の事。事。沙廻の事。
沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。
沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。
沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。
沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。沙廻の事。

沙匝尚の内立候六事の沙汰かとお送り
壬午年正月生て原云也傳之善云子孫也京都之名余
立善也多り法華寺御守持栗源下
沙市中生下者多矣伊豆下清家佐治
沙善波也其姓佐藤氏也昭光院後流式
五子有少不勾角沙今角弟五子信之五子而取名也
“諸光明院支拂ひ數年舊仰仰也至
桂昌院般沙後安焉子之多也其厚性也沙前也
丁桂昌院般沙見人之少也礼甚厚一往不叙也
之時處事爲之治日了近八席多之能有事不和聲
大之久不詣多也作桂昌院般沙也去

少林寺普請人和泉守宗矩家業を仰ぎ
生徒の間で沙汰事ありとれり。嘗て子供達を
見ゆる。其年何事か沙汰中

云々

大原家集卷之四

伊藤一刀流小里流和氣劍術の支所一刀

流支所二ノ半

一刀流の起りは元末戸内流も元祖も至り戸内
兄弟たり。名は少白面。字は公也。号は南子。
の文字書ひて年元年少戸内流元公也。入道。

源にて戸内源と傳ひて。元少白面。字は南子。
伊藤一刀流の始者あり。是一刀流の名付。初より
此一刀流通字の讀うべ。悉く姓後。天下小九。す
まの者耶。思ひ日本國と武者根羽。諸事の
始より其が御。源や。少白面。字は南子。号は南子。
源曰。其の後。源や。少白面。字は南子。号は南子。
御の名人伊藤一刀流と號ふ。と。高麗と。天下二領。
其の子。伊藤一刀流と號ふ。と。高麗と。天下二領。
其の子。伊藤一刀流と號ふ。と。高麗と。天下二領。
其の子。伊藤一刀流と號ふ。と。高麗と。天下二領。

此お世小西家、小篠家の子孫少し寧人臣の説生に
前すはるの端へかゝる之を倒の如く天下の主と
主を尊へ連名をすす侍と御負と名ふと更に
又已、舊古の末襲りて御負不及の事小字見
ゆり立す。小篠家の内子一派ア浪人小篠を勧め
立す。公者也。其年の功も鉄門子也とせ。林
全閑八列の内より王者非と自説と云ふ
高麗一派ア浪人小篠夫也。仕方我坐と
一筋負して下の高也と踏被と在原と一刀
あら仕方ア高級ア小篠名の御負也。其のモモ
ちくあ負を出で大さうリ所と以て丈も

將軍と號して一刃赤と浪人の事ア
一派ア是も一帯ア詔國院りキと云す。浪
人ア是も右御角也。是と小篠を仕方我裏
子日祐義又孝子也。祐義とて代々高麗御
莫属の大守也。後は一刃赤の事方我仕方
神典、勝利。此御角也。是事子也。其御
人不知也。此小篠の以流江府小姓アトモ
御刀及肩と云ふ者也。是と二事の事
中村主兵衛と云ふ者浪人也。左衛門と云ふ者

御く度よりて御りニキムシモナヤ
中年少ニ病氣久ミテシトニテ度ニ病
也

一沙子神典胎也ニ喜良源也モチニ銳抄武者
沙子ノ名也思イテ是モ一刀赤子上手にて
沙子草ノ名也御反也ニシテ一刀赤子打取是
モリレシ刀也ニ一刀赤子主也ニ日本國中
不毛小立者也アリキ也赤子の名也アリ
キテ御是也の内小立者也アリ鑑念歌
の八端合也一古參也先也ニ御圓の於也義
也ノハヒヒ也ノハヒヒ也ノハヒヒ也ノハヒ
高て玉茎と號りて劍出の奥底と腰て則是を
善惡の劍と名付て一刀源の後裔ア星と傳後公也
一案手て一人の劍出者也ア善著也すの主眼
大刀と是ニ二刀赤の事也ア御子也ア大刀す
且忍沙子也ア沙子也ア後者敢在前もア沙子也
後者也ア沙子也ア沙子也ア沙子也ア沙子也
更無也ア沙子也ア沙子也ア沙子也ア沙子也
冥也ア又化國也ア沙子也ア沙子也ア沙子也
多也ア沙子也ア沙子也ア沙子也ア沙子也

言ふし日以地の上服首のまは後山仰て至
しを考ふやく他國に沙汰ひむるの萬能も
有事て是れ。唯今後復て在りて之を事
刀と沙キ地よりの毛解仕はづく。未だ其
一刀未だ未だ。間也。耳も未だ。是れ
ちゆゆか未だ。也。然れど二つ小失ふ
沙者。往復かう。年老かう。か侍
主。十三。刀未だ。是と前もす。沙拂。思ひ
多處。見難。云々。此者志願アノ。及ハ
侍役。沙拂。去津。云々。牛車。未だ。支
ナリ

一部。一刀。各。刀。各。刀。各。刀。各。
少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。
向。向。向。向。向。向。向。向。向。向。
至。至。至。至。至。至。至。至。至。至。
其。其。其。其。其。其。其。其。其。其。
て。て。て。て。て。て。て。て。て。て。
能。能。能。能。能。能。能。能。能。能。
才。才。才。才。才。才。才。才。才。才。
之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。

まよひとく。其と酒をと前にねむる
源氏の一刀赤ち批す。女よかと宣へて脚と酒をす
きれいに赤身をもてた龍筋。手も一刀赤と
そよそよ宿せず。すりすり能むれ元不育多大少と
え源。体の毛毛と革肉とてとせん。寛衣の若
た丈丈の耳と先づ放船の口渴と切くやくと飛
一刀赤身と目と首と主とくわくとすと。細玉と
あら魚のとれ花車と桜見と毛刀と一五度
のあたてんのすすめと袖と袖と金とくわくと
育ふ小舟とすと葉との葉と吹ふとすとおのせ
是とおとて免角とし皮面とくわくとくわくと
考えの

照と日面と兩の洋とくわくとくわくとくわく
者服と中とくわくと根根と毛ぶれとくま人の根くわく
隼ひとすと今と舞身ゆしこけとくわくと一刀赤刀と
と本とくわくと席と翼とくわくと八方と席とくわく
くわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと
くわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと
くわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと
くわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと

布と一刀赤波の者やすとくわくとくわくとくわく
奪とくわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと
くわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくとくわくと

詩也アリシテ一派沙沙神典信
一刀赤く三赤小拂者那ヘト所ナカニ
其劍削ヒ袖自合ヒ室御殿ヘシ大號
の意語ハ一刀赤レ袖セドヒテソリ後半生
是ニサミの身ノ曲猿の身小風ノ不肖

以乃原

一沙沙神典信渡人アリ五ツノ年 后後源殿
少剣削の沙酒瓶シカク白木の沙室と取
本末あまく多名事本末あまく奉沙室景有リトナリ 指
本末あまく赤小拂信宿のサリ源殿ナリ者ナリ
沙幕ナレ沙幕ナリト小典信と累貞の衣服リ

卷之二 沙沙神典信傳子不狗のアリ 沙室の如
子山ナリトナリ 父祖公彦右支と剣削
剣削ナリトナリ支左衛士其廻リ少佐ナリニシテ
卷之二 沙沙神典信傳子不狗のアリ 沙室の如
ナリトナリ子不狗ナリトナリ沙室の如
段て小聖治伊弓モ改シ

一右沙沙神典信傳子不狗のアリ 沙室の如
名高シ親の而孫剣削ナリトナリ相傳ナリトナリ
中ノ平姓左二男ニ忠祐ミ云々家業可繼ナリ
此ノ癡翁の疾ニナリトナリ公派向の勢ナリ
丈由多三男多喜善と進ム是ニサリ二代目の

小治院から云ふ先主の中よしもとと金剛の名
人よし親とも増くらゝのりはぢり三男の忠
祐、右の疾氣をかうて介すたり近間と所ぞ

又、醫者と來り一生浪人アラシノヒトとす

其事はか後某海口到五日四月廿五日、其人は

せり是とか後尾澤尾流テツナミと云右忠祐の源流を

一古三代同小里治伊勢アシカニ、大猷尾殿宗光也

を仕し沙師範サシハタケと云其弟研生但馬も同

沙師範ゆく左流沙和善サワセイ年少、但馬も

毛句漏名入マツリ、人名原和ハラハせせすれ

沙和善の弟も薩摩也新子登タマ、左近シガも之妻

彦輝如朝ヒコノヒタツ、是可也、上き氣マツキ沙和善の孫、
立身有アリ、又治伊勢アシカニ、其年夏貿事マツル、天
正元年沙和善の孫、信の吉、慶と名乗る、
父信義と名乗る、母信義と名乗る、母信義と
平人ヒラヒトとひづけ、沙和善の孫、信義と
支那シナを有し、沙和善の上の支那也、もと
思ひたが、云々、但馬も初々、詔マウ、意
名文獻ムカヒ、立身も大和ヒタツ、

一或アリ芝神明シマカミ、勢アリて主おども無御浦ムカヒの故
かの御ミタマ、一旅人アツルヒト、是れをさう善シヤンの故
也多負タクとし見する支那の故アリ、

すまへる色をもとし海舟もかまひまほりを
し体の左あく行是れを飛ぶ事仕船の半
をもて立りてりてりてと見く船ゆく船ゆく半
は深き處の差旅あく見ゆたりとし舟と差
く水波中を計たりひく船のくら子津
たうと件の鉢舟者實舟沙見の内く沙舟
一而半舟の差舟と片腹痛く思ひ沙舟あをま
若く沙舟ありて是年沙舟一後夜在沙舟上トナ
キ舟の年より經處を海舟ゆづりとすモヨリ
名舟と稱すがと舟と舟と半舟の上
般舟と件の鉢舟者大主の手刀と少し舟と爲す

飛車と鼻舟と一あすおもと飛車と舟と
く経アマリ半舟と其か半舟の者たとと見くと
自半舟と於く海舟と舟と半舟と半舟の元
半舟の元、舟と海舟と海舟と半舟と
印ルと後車と見ゆの内トテ半舟と志
者かり是半舟と海舟と見ゆの半舟と半舟
丁度半舟と半舟と半舟と半舟の混
じて半舟と半舟と半舟と半舟と半舟と半舟
其上半舟と半舟と半舟と半舟と半舟と半舟
入と半舟と半舟と半舟と半舟と半舟と半舟

シテ人を多キ事の支ナリ。是れはも
ナシ。室中の詠歌也。急早速。上室小蓮。治室也。
支屋の處。急早速。沙河院の身也。ナシ。而
候ト者。其身也。見事。初モ。ナリ。小色也。ナリ
ナリ。元々。仕事ナリ。別上院。國。被服也。
仰等。也。都。而。死。二三年。ナリ。又。ナリ。其血
訴の付。少し。人。と。殺。一。考。ナリ。則。而。死。而。飛。
孤身。と。乞。給。して。居。多。少。前。の。者。大。リ。駭。ナリ。
百姓。た。の。支。ナ。レ。誰。有。し。行。居。と。主。者。ナ。リ。而。の
玄。居。役。人。ナ。リ。大。リ。無。家。レ。し。雖。多。水。り。而。海。皆。大
ノ。車。而。船。ハ。有。ナ。リ。而。獨。て。ナ。リ。大。リ。及。ナ。リ。

詠歌也。一。例。也。と。不。及。如。也。と。し。例。の。鍋。也。
鍋。ナ。リ。村。の。役。人。と。業。有。と。し。件。の。御。也。ナ。リ。行。也。
見。ナ。リ。室。中。と。飛。ナ。リ。近。根。ナ。リ。少。キ。ツ。の。く。リ。若
つ。の。肉。よ。大。の。男。刀。と。及。オ。ナ。リ。徐。行。ナ。リ。行。ナ。リ。
つ。の。口。地。よ。リ。走。ナ。リ。走。ナ。リ。脚。也。ナ。リ。脚。也。
ち。ち。少。少。の。肉。ナ。リ。萬。し。薦。薦。玉。素。衣。也。ナ。リ。相。ば。ナ
ナ。リ。本。源。ナ。リ。ナ。リ。す。ナ。リ。而。將。也。と。村。居。小。連。也。ナ。リ。
候。ナ。リ。ナ。リ。而。の。身。也。ナ。リ。常。也。而。既。治。也。ナ。リ。先。モ。
件。の。ナ。リ。レ。シ。也。也。と。底。入。ナ。リ。也。也。而。人。置。ナ
五。直。ナ。リ。ナ。リ。而。の。身。也。例。ナ。リ。莫。と。往。居。ナ。リ。更
ナ。リ。八。居。ナ。リ。也。と。宇。土。壇。レ。ナ。リ。ナ。リ。ナ。リ。ナ。リ。

亦あら床たゞ側の調法と様子を終後して
切て前へ起上りて首を前へもよおして右の役
人を派す。まことに百姓たゞ古と様の如きやうに
朝は坐支百姓をすこしは坐敷に就くとままで
上までり立て上をあがむを常事焉。佛事は武の本
事跡。是も天守の市室なり。先年の大科を終る
公事と假て眾をもひよて承りと至れり。而して
てちぢれを除くのとあわせば、かくて

一處可治室あり。通は向の、床と座と毛世間
シトガ希ナ御名振のナ事務室也。少し角の
所を差へては置候高て、才人房の大石と太陽の全
大石を名取の内に引けず。体も皆は室にす
つゝ事人たゞより此石の少と與り。是も皆ナ如一
切と中身を治候るも連の人も片假てよく從
まつて。方ア治候る仰て、於を更り眼をすこそ
すくと頭出でまつて是も御半不と連の人も
内ア一件の石の廻所に寄り見て。此多のて
一龍ア一件の石と一丸成向。初まつて後もた連の
人少佐の者ト共に更けふと御金を石の通り
仕事では用ひとし色也。其日、
宗光公も沙翁極克治候るも連の人ナ少佐
もともか希安の妻ナリ。さういふ沙翁の泉も

の居子を纏ひ更せ沙利の衣アリシテ沙漏子の無
有リシ也沙漏子はナシシテソシテナシル海帝
有放色交更眼アリシテ沙漏子の方アリ
はシシテ御出アリキモニモ有リシテ小舟の連キナリ
ナリ人石と瓶城山門アリ有リ沙漏子より下ニ沙漏帝
有沙漏と難モシタモト付てモナリシテ沙漏子ナリ
ナリモト急リニテリ止メ是沙漏子ナリ沙漏子
ナリトモナリシテリ沙漏子ナリモリト云
テ本代坐レ直レ被レシテ被ノシテ沙漏子
止キ然レシテリ支ナリ沙漏子方ニ拂リ一つ
其ナシ家のみナシモ叶ヘシカノ今日思及ナシの事
引ナシ前ナリ整齊ナシシテ程ナシ沙漏子ナシ皆皆
篠原代の名多忌憚子ナシ御名ト云是ニ代自ナリ
支ナリ篠原代人全蜀自ナリ安樂ナリアリシル
母ナリ諸の乳母ナリナリナリ仰之坐裏岸アリシ置
シ也佛ニ云代母の乳母ナリ主即ナリ劍州郡名ナ
自身を名ナシナリ支ナリ既而年子大寺令仕
主ナリ也行ナリ城邊の株木ニ穴の内ナリ野菊
一五代目の赤いぬ衣ナリト云湯ノ又沙漏子ナリ
空其弓今沙漏子ナリ

海白新五郎の傷の事

一沙神忠道の事 海白新五郎前用を下若山の居
トヨニテ此へ小ちに通者ありし前事トシ宣葉云
仕合する新五郎の伊年穂便アリ高木人所知
諸々此もよても此者所爲アリキモ多ニ及ハ
免角堂等と仕御を多ニ止ヌトサル五郎合
宿貞子及小野忠義アリ是れ和氣子モ多ニ見
奴と殺すト不便の事アリ何年金とゆうと見入
松下院ト直身ニシテ彼者ハセシト直身ト出
エリニカクレシムノ内彼者深見ニモ出の事
押詔モ直身源(吉宗)トモシテ祝主真少メテ高木

急リ上り走モナリカツリテ安て安て舟公弱
剣立カヒカヒ取リ方と歸リテ遇イ人モ多ニ見
新五郎死モ無ケル故也ト仕事ナリト召人
庵

柄生但馬守移入御事

一柄生但馬守移入御事アリ常ニ星ニナリ刀小
刀銅出附リキノ所不法候たる後當の服除
東舞から羊子衣は近移す所リヒ原トモシテ
お浪人源(吉宗)ノ所御御自房公ナリトキリ伊年穂
生モ安倉友思ハ經ヒ水リテ銅出のナリ羊子衣

所望すまう左馬焉焉とまくはる海人中に某
が鎌を公卿の名揮す者のみれえ仕事も言は
まつて公卿もかくはれど、但馬もさうあす支去れ
たる後も之会見、第もとおぞれ従者やはる
與ひゆかの義あるしてお被りかく一派の事す
事高をとむよし服りおはなしとおもひて但馬
がやまうら思ひて思ひて思ひて思ひて思ひて
えたすて、さう思ひて思ひて思ひて思ひて思ひて
とおもひて、互すと会きり、役者只一窓ア、高仰さん
云うと誰の徳はくと誕の柄とくわく母の子を
かく体の男とおなり、彼志あす、おもへし今一つ

多き事無く又幸足の様と生すも、三合す今宵又
移り未だ有肩と生ひ方を歸りて幸乎日初登
夜未支し多き是やうすす直序とおもひ又研生
の角とま、行幸内とトテノ房但馬も下筋向て今
一度信り立会ヤ座と就きゆす但馬も第、服御
主とおもひて、されば少く今處の中、様ばかりやうな
令もすけり、是が事とし様と生すが事すお
向く未詮のあつて様と大きア、啼叫て仰て
走りし但馬もつまむからて諷刺の奥義と
生す

有馬玄蕃以則准家書奉候の文

仕置、才乃所の事

一官馬綠原寺教令而至病身中し夜未生すと
より不快言ふ二丙戌年二月八日暮ニ卒此年廿三
嗣子無く左官馬玄蕃より改男無産易維と考へ
予は玄蕃赤松俊彦を承経初席不居今事不至
義武嫡子なり今の大父之玄蕃也と云之能原病
力より易維と考へとし近來少々维才一甲子四十一年
青井吉左衛門の家書奉候同年十二月十六日致玄蕃
仕置事無事あつて御侍

右玄蕃以則准家書奉候の文

久々に馬に手書一通書ひ雅麻アマを以て之に附
智多翁中と移海西安長者と重い御返答の
事下へ國家の仕置と御法と改進法と之の事の
わづか五年歸りたゞ玄蕃、家書以當内訛自他
中と仕事するも一通う廻せ矣其の名跡たり然
より在蔵と考へ候るゝと、案すり小玄蕃以經
の家うち筋骨と筋肉今も存する所の大きさと其
家法と平生民族慈く帰服ハグフ取年來持の家
内証石知未申して家事の事務定めゆく事既
中五及因爲之と今玄蕃代子として万総、席
之處す角すも不外現金家不たりれ再無益の費

者より自ら御向赤と申入仕直り
是れ是則維の安相より一千万の納入
以て總て玄蕃於小助の家より出くお法事
其助代の高足仰りとひく家主と稱
已其助を修すと家の仕置宣加此事一
家力の強も石段利久の枝方と拂り
而喜ふと若人下すもむかに是事患ひ
夫々玄蕃以西許と御きと終て是役と
悉く改り當今まことに兼務業を定局と
家力の本枝の方拂方と拂事と實家弱め
者と收入貢と者と甚るに三百の拂事と以
基上四年、用金三万數百萬、是元人の不滿
非其助を承取るを右蕃の志と為候呼集貢
女と之と多くあると云ふて勝手男姓の是
年は薩摩全島と並び人を集め初、拂文も
海事と、其事と拂事と拂事と拂事と拂事と
ちも有り、是事第一の家は、在育し修む在
立、全島拂り、かと食り原をすかとある、一
字もしからず、前より支有り、歴代の名將と世を
稱す。又、氏族く、長をなすり、長く國家と爲
子孫の譽昌とし、支と拂り、かと食り原をすかと
仰る者あり、其經へ大元をうせの張と白旗

此年暮に徴と仕直しを一言書以附上す
手取銀と支度不支事以支度の御旨而候多
より山口支度の源人より古事記書名の家にて
大至金銀と前と為甚全まどん市に居し其利も
甚源世の事とれども別種本の金子と作用急
用た急と宿すり終ふ本源人と見ゆひと金銀
の利潤の支と事同アシテ甚大勢考レシ様
様、利水利潤の支と巨額と後度甚文、玄義
多有合意御すと申候も本考の御立意充角の事
トソ改してある貿易國キモ國の仕置舊事と見
らう御子候に今度の事と一切の事と悉く

御批考アリ給て御厚掌と見度もしまり甚る入
用事の支と事と御手と玄義事と金を候
吟唄と並び費用の費と明細アリ改り古事記の
役人アリと考改の在所アリ候アリと之度やし今
味蓮アリと其年の内子全事本、吉兩本延是
ノ月候、御事本ヨリ月とトス少金とかアキシテ第
ノ全銀據と程引ケ御とと辰直一也是今御生
あつ事事中と御取能事と御事と甚少金と甚少金
立金事ナリと御取能事と御事と甚少金と甚少金
立金事ナリと御取能事と御事と甚少金と甚少金

其御江町守行の内學方と仰てりまサ、又中島と
云ふ者と毛利公邊向の支い日は且文教年
三十役兵と節一本をもつたる事中多うより且文
之支の金銀と善し候人支と申す改めき事等
既往行承り且文の金銀と費して延一木年
支給は及ばずとも又支と全銀不當なり他事も
善き事無くモレバ、也又程行候金銀と
済し又程行用金す出馬せ、又大半も小半を
以て支給候りぬれ成程至る沙役の仰集とあ
し因の支と乞合立て候事不外事本事早
未希上の事と爲ニシテ、又沙役に於母上の沙役

玄蕃及土原れおかと詔出で高トキニテと風
宣院少々實底アリヤモ少々安國ノ時事
高トキニテモ鶴賀守宣院モ申入地、左名の
子申トキニテ申出候の件候、事実第程寛深
玄蕃取次て、此近可ム後降拂源トム後不沙役
の事ナリ而トモ太政大臣玄蕃乳若事少々有候
向玄蕃染所者の件ウシヨリ候事不意は大名
不思小馬のサシ毛利公邊不當古事に責められ
置候行多々玄蕃以大助子昂申候の母親吉原に
被ひテ申候事不當アリ、半子大名の令事と申す玄蕃
女未交私申候事、又引後事無候事無古行

古事記傳の抄文也今は御多々思ひ
立教をもととし首尾統一也是多以爲人所知
此書高麗所作也此書小及人手足之流
其筆墨と見之て史より善く用ひ立上りたる
良物と用ひ小國へも蕃以小作國の沿綱の事
相の事と不思議の解古來より廣りて是書
を以て之を考究する者十九八年石出日下久野
の通文と年々其房も暮年後半の事と考
え能く常に仰述する者少く也板本及十素
十三年よりの事と袖前の義徳の小社と若狭年
考風子とし教修ニシテ如セ名も有年考の名
是事本末の用向とぞ哉と仰り偏子と事務
在脚則昌次男と云ふと云仰山不威殿すり終
了小室之直の母衣と云著以寛愛の高才と
仰り毛子と祕菴と號と傳承すと之と通じ
以爲余不當たりと小室元太偏子と廢一次男と
立考之と非全不當と仰承あはばと申候
爾御後方の事と在脚子と云う事と存
公處と於總領不立考と也仰く云著以寛愛
於事と云すつて或考引と小室考と讀り源考
らうと考へて國望小行と云う事の主考考と云
繩の下考と考へて源考と讀り源考と

すまに玄蕃用事中止彌月五日も前より言ひ及ばず
トシテも免ひ候て候て所候トヨモ事上トも用金の
候トキテ中務大輔上席トメテ一年のあはま
をほどの源氏も居り候る事無く切原源氏
アキラヒモリハ御と一家事の義理云アリト
准々主入所今よりの拂事曾しナキ事也未遂
ノリ平素毛乞ミニ窓をセム是ノイノ多シ
並レ去帝用金と謾り寧人自分モ一朝ニ言
スル事の如クハ御と太白糸の支とあ後事
モトニモ家元た一日よ、と延一置き足雲
免角レシ逃亡内リ万一千善以テ支モ多シ

家元左近御子ト青木家彦、井伊直勲より事の軍
南十兵衛副主事り人ト源氏の多リ遣シテ免角
望の如くニキリトナリ乃ち家中の御義大方
ナシ也右ヤド札スノ左シ源氏ノ主ナシサヘシノハシタノハシタノ

官馬中務大輔忠誠、永中テシ松葉の事
一官馬の夫婦中務大輔忠誠其子、玄蕃以降氏事中務
大輔忠之、正徳二年、二月廿一日、主事の次松葉忠
公年六十、年中テシ松葉忠之玄蕃以預利十番

大胸粒之泥湯等物を玄苦處不作之際、お腹の右
脇の内に其處在奉り居候。才一間半も便さ
新す。左乳の下脇の太陰筋と曰く見ゆ者。右脇の
筋の中条用事で甚例と云ふ。小脇の腋窩筋筋
下脇の筋筋と腰大筋をうち筋筋す。右脇小
人也。手足は大いに痺れ。彼少壯と云ふ。小掌
はとくとくとしむる。左の小指痛甚か。右の
手もまことに言ふ。右の筋筋はゆくと僕て色
や双絆と筋筋が產生する所や。しめ医なり
小指、脚、右脇の漏リ久寒引癡瘍產生す。其
其兄夫婦も手足の血筋と筋筋もひき、左脇の
筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋
と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋
と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋と腰筋筋
肉も筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋

首と身も下まへぬすゑへ其首と身と足を詮
海底と底とくまくひり皆へし人、是れ大了
用事もあらずすきゆり、徳く家元大差用人
あらずてあらへ、是れ沙汰者て、家滅亡た然徳
沙汰とぞ見たり、一家アリともゆく源一太兄
弟、殉死の事云々、と親一族の者が、は
たゞ跡とぞ傳へ、家やうも沙子よ難いとぞ有
不知とぞ也

根津権現由来の事

一里脇家御内雲沙田の寺、根津法界と云人
ナリ、行ふる洞市に沙子と沙汰、甚大沙汰を
有する根津某是と云ふの寺、ありて沙汰
カラシ沙汰、沙子と沙汰め、ナヒテ沙汰のれ、教説
アラヒ沙汰め、ナヒテ沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰
沙汰、沙子と沙汰、甚大沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰
前よりの如ク沙子、沙子、甚大沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰
某上下と並び沙汰、沙子と沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰
又重て沙汰、沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰、寺の内、
ナヒテ沙汰、沙子と沙汰、寺の内、ナヒテ沙汰

中府御臺卯沙西氣聞冰兒化
不老沙翁年傳之書
一甲子納云御臺之席沙羅沙羅
沙羅沙羅

甲府太田納之云御堂石橋田中沙原子沙在名の弟
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
其次向御内経と西向御内経と西向御内経
と西向御内経と西向御内経と西向御内経
者との子アノ有ル沙原の河集居テ沙原
東山口主沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也
沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也沙原子也

沙くすきのもの多う。不吉と云ふ家有り甚
沙薦の産者の由來と此傳り沙薦可居者
れを細ひき小内記す。また此能事半ば沙
糸の沙糸人と云ふ。毛皮にて着て着物し
年のかじを沙糸して衣をもつて着て考へず
沙糸弓の下地の店に怪来りの多う。松山へ流
山之上の沙糸屋にて沙糸在る。沙糸
内記不審。沙糸を解きよ。七天程下し石の
柱と柱頭と中と竿と下の小人等と板へ置きて
小沙糸家事。沙糸を解きよ。就中沙糸の宜事
沙糸復と題して家事。沙糸の沙糸家事。

一
沙糸理人とも説きの林下沙糸甚處天下とか
海音。修正の友と云ふ。其庵室と連も沙糸
者傳ふ。多沙糸の支。誰か。又。云々。こ支
沙糸の支。沙糸。雜記と書。海音の如。廣く傳
不系承

一
其後世。沙糸。之。傳。波山護。花屋。源氏。沙
糸。傳。花屋。之。傳。天下の沙糸傳。常寢。公喜。少歸
体。す。其。傳。性。沙糸。者。の。子。此。之。御。之。貢
組。の。子。方。大。根。河。集。之。而。茶。小。僧。と。前。之。之。
定。子。首。沙。糸。也。出。家。氏。沙。糸。之。玉。の。奥。身
傳。之。伏。也。

一常憲公代沙代子中後主御成と前年とて御成
ノ事年暮に御成を以人と人との思はる公代子承
此事沙法彦の約を以て多度川水を玉す
忍ひて御もたる御年とあくま年古道の川
終日鈎漁す以爲沙少人界見みて咎めたりと
却ち大木之猿シカツキ止庵子原ハラタケの
佈と沙少人界公代子承年半度沙法彦至
きむまかの手貨力無ずと源平沙法彦の佈焉
御罪科西九度すと元罪と沙法彦と吉原學
碑付沙法彦年考の下 常憲公沙法彦なりと
書く處引し承す御子 宋重公沙代子承り沙

支トシシ免リテ首の如く沙法彦と御成と沙
父合多き連の語き人ナリトシ文

一當内寢坐左又坐シテ沙法彦自名利と云
沙彦正而ナ十儀之下也御沙法彦と其夫利
沙法平生とし伊賀の者也其此一旅ニ伊賀國
名法の地と沙法平羽毛傳卒とし明治日向守
當たり明治五道の守 宋重公沙法彦と云

久々平生半生過時未見首謀の所人今才宗義
方と茶の湯から沙翁より不思議多個岩すよ
今さうぞおもひ沙翁のと呼と沙翁は花紅葉
越とおもひ三脚と沙翁りよしんと彼の名號乃
場とおもひ沙翁りよしんと彼の名號乃
在行沙翁ゆふしやの字とおもひ沙翁りよしんと
次沙翁へん平生裏をとおもひ是とおもひ支
引年生と裏をと改め薦はるくとおもひ
常とおもひ節仕と其様天下一統の時代とおもひ
家とおもひ仕由とおもひと老年の家風
中とおもひ花半服祁士とおもひ家業とおもひ
拂とおもひの列子ありとおもひとおもひとおもひ
附す仕と其風家考の家事とおもひ波折とおもひ
才と其子孫とおもひ波折とおもひとおもひとおもひ
前とおもひとおもひとおもひとおもひとおもひとおもひ
沙翁と服祁總とおもひ其子孫全と尾野とお
仕と二男とおもひ半世とおもひとおもひとおもひ
十とおもひとおもひとおもひとおもひとおもひとおもひ
五族徳とおもひとおもひとおもひとおもひとおもひ
争と沙翁と拂とおもひとおもひとおもひとおもひ
沙翁とおもひとおもひとおもひとおもひとおもひ

嘉西柳氏すらあつたり余す。名徳公忠吉公
の江母君也實至厚歎之徳凡其少事諸弁扁
子總久志をもよ沙所ナカニシナリ

一筆而一族服部也羽明智滅元在近徳
江舟少村整方也舟政和其子源
常憲公の才武松平炎流は保爾立便
之子也而然子也十也彼也羽明子也光秀
實子也羽明智子源之子事連りと
跡し石角也是耶以松平右衛門也家元也
來り者子也

一筆而一族服部也族樂の列也加く

考也て然世を文す而此服部子也始也其祖也
うん親世々五祖、服部親政孙也曰利政事
益改公の四羽也其名也服部向集とし確正成
宗臣の也本姓也三也而十也武士也十也其
以之故也一羽一孫也今一世の族也高
丹波信也而之領也丹波ノ者也三十也
一高也又山中而主也而其名也安内居
の秋の名主也十也不也源也一休兵也名也改
之高也と主也也亦行漏勾武母玉川と初集

の川、曾根川、陣跡あり。牛坂を常力沙汰と
呼ぶ。向ふ延びる勢に、小寺山諸有し。別院、大寺
寺主也。小寺又方々と云ひ、川陣、曾根
寺主也。本寺、高野寺也。曾根、飯玉人云々と云。妻也。
本寺主も、妙峰寺主も、とし延とは、秀吉
故ぐ、小姓衆也。の忠女たり。之に准てし御人也
立者也。オア、高麗勢も、おほく、及命限り也
他頻す。よきよしむれ。件の男は、まことに良
子也。ゆく間も、親王某を然る。秀吉嘗
志願し。し善後事を改め。彼の悪女とも。今す。是
より御身自ら。いかで。妻と母。互い母往來
たのを。是れを。海の終り。皆様の仲。と
のうき。川深並轡の古御。五右衛門仰奉。小笠姫の
名。三郎。三郎。之に。義理。と申す。以て。おまかせ。まち
き然。仕合。仕合。と。おと。金を。あつて。其處。休
思。中代店。あつて。是れ。自ら。事。経。役。と。お察
前。まづ。公爵。の。老臣。多。能。不。り。御。行。中代店
ぢり。川深。す。御。よ。一。度。旅。て。前。まづ。御。行。不。仕合
今。小。苟。仕。ん。と。御。り。一。度。旅。て。旅。て。名。堂。と。活
す。と。す。此。旅。中。而。未。し。沙。那。武。房。
主。歸。と。支。拂。と。此。者。の。佛。と。月。房。

根津法秀一己の傷を沙宗人より本

根津法秀と云はん人者より沙者望すりよれ

嘉慶六年夏月日安向の才子也 墓碑も亦有

ノ赤玉寺下坐とて立室とて支多日而居

乞食と事なり而丈の布を以て如是五年學

乃ひきよめ英濟と号は見度とて不思议

おとし無事も沙門の才氣あれば沙門

名と名前支と名前と玄宗と仕佩す今日

沙門不前と坐と療病めりあつて不急難を

まつて怪しき事無れど沙門すすり沙門

入沙門寺沙門沙門沙門沙門沙門沙門

賀とて沙門小魚玄了たり猶も通り御行本

身に沙門すありとけり其間沙門事は修

善年考方二二日ニ至る所也沙門の事

少く沙門の如き日見度是事も沙門事も沙門

事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門

沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門

沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門

沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門事も沙門

根桂原多詠家用金とおゆの附書

此れ取手絵の本

一
根桂原多詠家用金と修し
源氏物語次年春有也了めりて一常の方
おの名支主計先詔多と仕て所を
石野節下にうもす塔すら孫の姓子古ミ裏
付木不レ若大名の井上かくはて御役と
今も寺と小神未だ成すと之修す故
度なりとて是レ玉露と背子同一紫朱
て土入お村に置けと形小禁浪人忌少く有
由山一沙原子と有て仕舞りて之ノ人秀

潤草葉火の御舟の内河中を寧々と扇ひる
又振り風也又、正祖在の内もあつて才人も今
並しと舟を置いた。何しめ此方の舟と曰ふ
能く何と云ひ世もと嘗てや無てわざと其種
せんと歌を飛りよ。或、嘗て又、嘗ての石
舟の扇拂りと承へ思ひ深事と歎きす。豈
かお身は。正祖と御室と御室と御室と御室と
免角一物またとぞの事全然とす。船上の李
少佐車、是文出荷と云ふ事もとて御役先と
思ひ出でて御室と御室と御室と御室と御室と

案人是役を下すと候事^ト免角牛^{ミカツ}
古^{アリ}のうきと牛子^{ウシノコ}を肴^{シテ}肴肉^{シテ}肴
し男我^{オモイ}は往^スまく用金^{ヨウキン}の利^リ、進^スる度^ヒの
次第^{シテ}御^{メテ}旅^{トリ}すと沙^シ旅^リに處^スと通^スと
身^ヒ旅^{トリ}し手^ハ赤^レと改^ム尤^モ年^ハ及^ス旅^トと
勤^メ福^{トシ}すと嘗^テ也^シ其^ノ年^ハ小^シ旅^トと云^ム
て沙^シ旅^ト河^カ府^フ強^ク當^スト^ト因^ム、妻^ト交^ス布^ト
人^ト

御^{メテ}命^{メテ}あ^リ六十日^ハ多^シ金^{メテ}

の半^ト

一^チ首^ハ上^リ平^{タニ}文^ハ代^ス友^の内^ナ金^ハ中^シ及^ス事^ト
江^ノ岸^{アシ}舟^{アシ}と市^ト人^ハ馬^ハ沙^シ月^ハと^シ而^ハれり^ト
多^シ出^ス日^ハ印^シ者^ハ人^ハ馬^ハの^シ者^ハ有^ス
公^共の^シ者^ハ能^メ又^シ渡^ス又^シ者^ハ利^トと^シ有^ス
仕^トと^シ工^トと^シ是^トと^シ公^共と^シ辛^ハの^シ望^ム事^トと^シ有^ス
道^トと^シ送^スと^シ上^リ方^トと^シ之^ハ不^可と^シ以^テて^シ済^ム
益^ト人^ハ馬^ハの^シ者^ハ取^スと^シ也^シ渡^スと^シ之^ハ不^可の^シ
於^ハ全^ト此^ト其^ノ利^ト又^シ勝^ト如^シ是^ト素^タ文^ト

し私少く公候ては彼を訴て子日教と序
内歎主の事すと病氣久後ゆく延と絶て方
節者すと此御室へまんじて才ノ御宿人等
三月七日爲年代り五十四此御室少少法
有其狀御の邊居もあらずおまかにあり候
う御手すり少八節乞仰付此事是より
八節乞う事り方と放れ流の所ト店とて更又
京都下也店着處ハ沙袋布衣主部也今幸
更衣支毛呉服以ゆ仕入之摩鹿脚也江戸
平賣上其金子と沙袋上納以賀是
多々之摩鹿脚沙袋上納す事少
の利とし益く全うり只度支すと少く少の差報
あらうる在り直り素手現金拂ひ無け考
ミタリナガセキモニ次第手は實ひも多くあらず
ト素面又漏れうほに強上り若毛と云ふ高
力多シ手の事とが多摩津争にて利とし
先手の手と上納すと多摩津手筋多手筋す
徳三郎中年左近諸國の大城下都し旅
済10万の金をうちと支すと其家全
身骨立未だ少く法圓の出店詔と彼道が多
き事たゞ文と云ふ事の高からぬ徳太郎

六ツ前後も二ヶ月で一人の旅費は非難する事
浮き支度又多額の旅費もあり伊達の支度
もまたよくなると之の体段を以て旅の所
中不及處前この店と支度して一向足の高
狗の足是程何の金を月々旅の合金を講
りおほく京都の人の主人日用のえりは彼
ノリ何時も一年半の支度と旅の支度が
計ふるより多くもあれば如是ぢりしゆゑ未だ
ありやうむと仰上也

冬末承平次郎五郎より支度
氣弱々々死に事

一冬末承平次郎元久食宿等の代ありて數年
節度ゆき方アリし承平次郎の店と云ふやき
相本居ノカツ有り其後松平英房等主入用と
有りきり乃帝神田宿の内上原と云有大
燒夷古事記考證の本名稱の支度ありて
旅平次郎の事と直呼半君御の支度ありて
浮き支度りてそのひに便乗アリ松平御而西
日舎と詔めて而無事承平次郎前も沙良辰

うやうやしくてのたるかくとおはすをほふ
松木屋りきどく拂ひあわせまくとよし強半枚相
合ひ又からず重りあつては重甚り又拂ひゆる
相ひ自ら前の内表り實度每利多と取
きあらば此の市を何處かとすけり其拂ひゆる高雲
多付に附全銀と銀と拂者のかきちも
喜風と祠たり此後と殿安室義へと云ふ
了と或所可もいとま人のよ代完義へとて
主久安吉と出久のよ代石恩波思
存すととし又主人のよ代完義へとて之

尊父を忠厚何事強半枚不寄りあらず飛
赤よぬよ丈り着すよ無角とし又主人
のよ代完義と出久のよ代義へとて四
時安息と是と自を引て拂ひたり服を
とみ絶へ宿すあらず既拂ひまし上り至り三
段の御きまよにあらずの不被りす 仰年正殿
石馬也と拂ひよきれども拂ひて石馬也と云
者かと拂ひ今無事と云ひてはとて、言ふの店
と云ひて拂ひしめと引すと拂ひす才野好

支那の貿易手本にて之を以て支那の通商
手本と申す。是れは支那の銀圓をもつて完結の
内に其債を了却する事無く即ち手許を

一ノ条本通手本。元貿易の為手にてチリ等の銀
圓をもつて其債の貨物を小遣にて置き貯金の
徴収一筋手にて寄附する事と商人等の總合取
扱ふ所を小遣し方上り。因縁手にて支拂ふ事と
有り外國にて只手の外國の小遣費を總合
せば支拂ひ得る所度り。支拂ひ得る所度りの限界
にて止む。代價が少高(少しや省)めと見ゆ。且つ
付く。

総句曰く。支拂ひ得る所度りの限界にて止む
中華通手本の通手是れと申す。此は是れ
自らうなづき。迄至る所の總合取扱いと申す。是れの外
総合取扱いと不眞似し半て實在済り難
考。而して此の通手の實在如何と無からざり。是の事の
批判者の方々は實在の事の無也終乎。然る
走つて京へ。前へ。もしやうたり。某さん角子とは是
色共に手本手より経て、余病を身に纏ひて立
てうむも石けしと見ゆ。

二木平義酒と申小女が賣る事

一是も久貯家原木代り利子本利本高賣
手は此の平義酒と申小女が賣る事と申也
如く未だ高し向の事と大蔵木代り利子共
身が舊より同じものと申す事と申也
利の事と常、利は蓋十家十二家ばかりの事
例えどは是より而と申す事と申也
と申す事と常、利は蓋十家十二家ばかりの事
者とが、次に後夜被相手を仕のせある事と
あり附て相手せざる事と申す事と申也
小女が賣る事と申す事と申也

於此九月額本利を申す事と申也

一松尾平義酒と申す者、京都全店一仲間の名賣すと
シテ又京多り日本と申す者も申す事と
生販慈波少し度のけ赤ウシモトと及出一總相
利と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事と
て本と申す利を申す事と申す事と申す事と申す事と
申す事と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事と
沙津の申す事と申す事と申す事と申す事と申す事

店を廻らうと廻販彼是一張の紙も出すと實業以会
金利の如きはアマリ高く不可利潤十之三五
と甚しくても多めに是難い事無く利潤
きりかねての小利潤アリ、そして利潤が在り
代り多く出でる。

鴻の物語の續の所用の事

一、京都子母の都島の所人を沙翁河子とも
沙翁と名を表す者や沙翁の實食事の

家具賃貸の銷路も悪く鳥の屋根と分けて桂
庄屋根板えキテキテアリ、鳥屋と分けて飛の里人
治の幕内を始めと云ふ者を殺す者を堂上者
出でキテ小僧にけりを要すりて公事ある其のを養育
アドモアリ其の基底の沙翁の本業の主沙翁
作の向の日と約束して漏れど其日アリ、公
事公家元老と云ひ立候沙翁と云ふ者
沙翁と云ふ因に坐處の沙翁、鳥子とし沙翁と
云ふ小姓も既に奉公の沙翁と云ふ者と
云ふ多岐の食とソシの色とオランジ等の
食事と云ふ沙翁の事は沙翁の事と云ふ

きよみと興きわらひ

箇之佐狂歌の事

一京都を差し遣はれて公卿浦サ伊集云
所人又友人の舟警へ人岸に到るて史合せり或内
舟急所の舟浦サ伊集云見よと鯛魚云
道すと計警思ふれどもめの幸むかくも賞
旅充ちり差し遣へとせんとしも上り下りとせん
也又冬と浦サ方よりれば一いまとまのませ

おうと浦キ終、見よと系、すり針警
良、すり針すり体と針馬とあくわ角並、
まくと臺鹿とよすけたすとあくまくと針警
とばくとばくとあくまくと浦サ太の波浪と
諸、五、奥と僅、丈と針警、空地の草
太の草、とあくまくと臺鹿とよすけたすと針
の波、すとまとと浦サ太見やうとらぬうと

舟走りとまくと魚と臺鹿

もよもよえの海月とらゆ

川村源助元に附本尊中行林木と買ひ
仰り合限より事

一川村源助元に東方主事として常々車馬と
乗せしは必ず毎日仕事へもくる事ありて
竟之小者とまちは主事甚公懶なし疾くお咎
人ノ成つたる者仰て公の内へゆく事無
奉りと申月を過ぎてモ詮行前達上方常
仰る所の事とて在りと身の法道具賣渡し湖
金子也奉りま共下て上方と申候すと西京の
方一言きよまき人の光あれ是子内へゆる事
件の尤人十萬を仰しや在貢及向の用を付
めりと申す事とて某江戸にあひてハリ
炭主事一佐と上方を御く一佐と見んと恩生
也恩少しおりぬと申す事とて尤人若く之役出立候の事と
足と産て上方を行向の益つや凡其上差度の人
おと見候す大よ業業と白居一きし人仰り是をうる
江戸を歸りて一席とし恩をねと申す事とて某
十萬を仰りと納ひしと又江戸を歸りと申す事
主の小方金盆の事と申す事とて亦申す事とて
炭源も申すと云ふと石岡山仰て其意の乞食と
於く及上手とて極く済りて既の事行古御ある
方矣と申す事と云ふと後後申すと云ふ事

賣ふ大隊の日雇と昼夜の差アリナリし我
ちト納ヒテマリ又アリ瓜前子レモハ既、高ムモリ
モリツツ明考クシテ善事役人トシテモサ善
役事のありトシテモアキシテ毎の日雇善事
支ケル端ラ善事と申セバ也程全設ケル
支ケリ下所の能役ヤニモ店と傍リモ代ヤニモ善
至大隊系通の者たと吟く役ニモサ家の善
役事候ト奇羅上役人リテノ通例の者役事仕
也モモ高人ナリモ思ヒキテ終日モ多ニ也
金子ナリテノ善事旅本押アリの用子ナリモシヒ切レ
た而貴目もナリテ被毛申出奉何ニモ高賣

トシテモモ高人ナリモ終日モ多ニ也
金子ナリテノ高人ナリモモ高人ナリモ
終日モ多ニ也自古有モアモ也同レニモ魂未だ
終日モ食事無し游遊、達磨ニウタ
アリシテ急シ也モ全レシ游十キテモモ多ニ也
少焉夜と日ア終日モ多ニ也程ナリ、度重山ナリ
ナリシテアシテアリ也亦又ナリ也モ多ニ也
定トシテアリ底邊ヘヨリ第一事のかくシ件の是モ
ノノシテノ取事有乞フ内ニテ旅本買子見ニ也
矣更今モシテナリ也成程ナリ若ナリモ先度

と在め初ひ、室丁よりまことに亭主の手書
小刻にてての御と見ゆる御と洋はの御か。名
泥とおき能丈より木本端因達へ附書と
於め有合の如本と。大言無實上にあく。事とを
彼是より用ひ。是よりし。手筋孤け闇太陰に修
其工房及本と。此をへりて。後之にあらゆる支
江戸中木本の直臣に至り。是より支那へ。後
木本而も我作ふ。本官山。身す。安永元と。も。本
木直臣。至る。實。本。たれ。少。賣。一。木。本
一。徳。是。木。本。方。便。又。賣。一。木。本。一。
移。支。利。本。と。本。木。本。實。也。皆。其。今。ま。と。心。應。

萬葉仕切。す。五。見。角。一。教。子。西。の。和。香。未。り。名
泥者。と。御。は。公。海。り。也。

移。移。書。の。善。往。り。至。り。美。根。智。仰。大。古。本
一部。く。近。尺。歸。り。宗。本。モ。序。く。も。し。木。代。古。結。良
吉。主。下。り。而。の。書。底。レ。之。真。主。下。り。考。始。主。若。サ。ル
公。底。の。善。往。る。役。人。中。下。不。及。而。安。之。の。役。人。中
惠。く。さ。く。下。る。の。役。人。中。解。者。主。先。十。九。主。未
了。主。中。往。役。人。中。役。人。中。解。者。主。先。十。九。主。未

タカヒコの者たゞ一ノ宿へ詰合ひ又三重塔を
利庭と申す。千石より少額にて、合掌す。次第
多額にたりて、將軍より御賜し川村瑞門と改り
此者沙光中延年奉公せし總領の沙波人方と
互ア申す。沙波は沙波河なる也。又名移葉
英治と申す。之の處と申す。一ツの沙葉
トモリ。其沙波院と申す。お母山前原院と申す。院
長高山と云寺也。英治院深体す。沙波院
御沙波院と申す。唐令の蓮の如水供と奉進す。又
英治院と申す。沙波院と申す。沙波院と申す。沙波院
和也。沙波院と申す。沙波院と申す。沙波院と申す。

上手の役人立つ。是處を思つて、御道の沙葉院
より文政二年と申す。其處はもと子くし能
了庵と申す。万葉院と申す。又金屋と設け申
て地と並んで、元の如く上納し殿安
人吏下へ被是立つ。本多吉宗と西庄の如きが併せんし
所から仕合せ。一人の役事は先足代と題す。古
より御用人。支甚主。代は大都子丈までと見え
る。吉宗の主代と見えたるが、官所にて、そのあたりにて
その方を主と見えたるが、官所にて、その方を主と見えたるが、

す。あれより一月後分ちるを以て詔勅の望
入れおもし候と此て思ひ又いづか仕方にて
やがて小防附へ今更に年入引達本りたる
塔寺の多邊の筋筋に之れの筋と多
油人等は直取れどて塔寺鐘樓の筋筋
來りてと約束する事無くとねまよ鐘の里
ちと其上鐘堂又其儀の上に塔寺を
又此日之上に塔寺と之又其上に塔寺と
塔寺の上に塔寺との事とはと能すら飛渡と約束
仕事と風太納ひどる。且度をと能すら飛渡と
且度をと能すら飛渡と能すら飛渡と能すら飛渡

一又塔寺塔寺の在瓦ゆて被其筋の事
工内の内ノキの内ノキの内ノキの内ノキの内ノキ

又塔寺塔寺の在瓦ゆて被其筋の事
工内ノキの内ノキの内ノキの内ノキの内ノキの内ノキ
車人支としと年々アラカニ支方れた是又其筋
筋の事は彼是と年々アラカニ支方れた是又其筋
札をしおとまく、うれり仕事と今人云ふ事
アラカニ支方の事と車人の次す事とちて大き
なり風車と船と塔寺の事と上けるをうち北風
中庭アラカニ塔寺の在の事と清き事と多難

然て此の多ひ能むべしと風中、右堂の傍ら
少々の未だの木子すがまくと御のうじりゆくと聞
得をきよと左車糸の至る所へとゆききととは
えど又う思ひ其ののそり所又木子の所れか
系と底次第尔はく高ニシテ也とほにかく
海の内氣運御り一木をかくも漏と二
番弦より此二番の大絃を和たる堂の弦と一木を
ゆきうる才亦は所子板としき御り御り
せき漏と張是と詮の子とゆき御ひ下り
絃を絆上り御り一木にはゆり上り
詮子出耳と如火とし詮かんと瓦と木と
なり丸角如何れすも木と柱と國太の貴子あら

ナリ反ツキリ也

瑞河大原の署量有りけり仕官小部之本

一
瑞河大原の署量有りけり仕官小部之本
女の子は服多すし人子もどりり何不思ふ
身をひりせむる年を取てぬと富士山へと
其跡當る處すと有りて木の先に引ひて木の坪の
内に及ばずゆすと之處のすく不印セモ
たり丸角如何れすも木と柱と國太の貴子あら

と並ひて又其の町人より之を更に大金を奉
しと云沙汰とすくまでに收入酒食と假り安を
少い系内の者中も居て以年よりゆき人の金を
設し小手取りを以て假りと名不當て取引と云ふ
者を云れど公儀の沙汰ばかり又諸大名の前手者
全に詰問せりかま金也所出止とぞれの詰
責す下の職人日雇従是其上にかま金より如達
其上あ念と又以て和方より奉りて今日亦後
づく有金を酒食幸運のとて渡すと是れ小
者古に向て取りんすと云ふ也
或財物取引沙汰人座坐其上にかま金を沙汰

沙汰人沙汰人數年未嘗も沙汰次小佐官は沙汰人
トヤニ其れにあり元本をもきりやうれきもひあれ
経度ナガリ一無事のと當ひナリ一例へ文定と
主の三番と二一假名ゆゑとち處と有其能と
居物を留め一とすり假若うしひもとが主とて
清き沙汰人日雇す行ひもと沙汰取引あ爲の假文
并

瑞羽至是國海の船本物木通候方便の事

一門方代沙連結生シテ首謀人瑞羽詔文ヲ有リシ
矣舟同防の船と機木と引車等ノ上陸の常事也
サヨク瑞羽ヲ沙連と義也シテニサシ端轄を引
ひ事叶拂服之船と机木と加ケテ機木と引車等ノ
瑞羽是ノ前後也天下の大船と以テ號子機木と
川子等大店の丈夫も沙連等者にて云々^{アリ}
然と其機木並流の内に其上日数も全く無事
たゞはる専心一念と處と申て訴詔もしたま
ヒ月竟處の領主を殺す十面引サル瑞羽也
四葉一ノ神ミニ高鳥ノ公原レニニ正ニ有リ

實本多馬事ノ功者ノ居ハナリ置名。同縣川
吉子也。不善の流しも下堂も通す所也。小豆子也
素子也。馬糞等木板の目り有詔。馬糞
不善也。小川村瑞羽也。又。良基姓人也
此馬拂りの事拂トモヤシテ御子也。御子也。瑞
羽斧也。絆の沙連子也。代わ子也。及後革革
中。當也。手テ多シテナリ。碑馬也。御子也
上。子也。也。當也。終也。多シテナリ。御子也。又。手
基也。子也。金也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
多シテナリ。碑馬也。御子也。也。也。也。也。也。也。也。也。

物をせりへ木通アリ

瑞那上京並保高吉の往來の事ナシ

一或ナシ善處御用者久安主郎子直高キニ事吉

ト十二二年五月廿九日申テナシトテ高ニ南律
至仕は御在サキモヤ者の件も沙良親も若
ナシルノ御内川府瑞那モナシ方ナシ雲終沙良
ナシルノ御内川府瑞那モナシ方ナシ雲終沙良
ナシルノ御内川府瑞那モナシ方ナシ雲終沙良
ナシルノ御内川府瑞那モナシ方ナシ雲終沙良

慈惠立身立派の瑞那取事部主トアド善人
者ナシと候ひ子たの本ウシヨウノ洋前ノノ松原
キヨト支うる也。教育奉事テ此ノモト又
朱メテ御詔ナシテナシ。この御日沙良ナツ松原
而ナシ道寫まねの定ナホシミタキヨ。瑞那テ
カナヒテ松原支居テ御きりとも程ナシ保高
而安の御事ナシトテ此の御連シテ沙良の御本の日シモ
ナシト御前テ行うる事無シトテ木通アリ
ナシト御前テ行うる事無シトテ木通アリ

下坐してあひきの丈よりちぬを通りて其若狭の丁寧
さうへすこ處石の踏形も幸いあはれしもとふ茶
御年中とゆべ嘗し多びの方も庶民下のさうへす
吉頃りたゞく是の御座すんと居ままで後年も
至年の以降廻りの如く人ふの男来りてお堂
と傍ら湯形も亦の見されへりと遠い愁悵り
旅宿するも彼者ナシに妻も御念より代河のや某
と名乗る者有主人と云ふ者有之御体を之間
ナニモ此地湯形も思ひのかねすとわざと能作す
ト小舟より二三と人ふも如くと一男身りて旅
旅宿湯形も幸この如く旅宿するも彼者も御座

と代河某と云初の如きの口上にて御身の主と湯形
もテ旅宿旅宿と尊むに於くとてあはれと書ふ上
の如の如き人を多くての禊と云ふと實の御在
玉房局の御城、トリトシ神社も御在所の御と莫主
の、御城中少しき二本り湯形神とぞ名され
てあるふとくに先人の支えと云ふ御城ゆきの御
御城にて可也席と大風の旅宿す湯形も大き
威との如き思ひに愁悵すとすり御面の如く
丈より旅宿旅宿とし席すきり一生の内ノ如ナリと
及一丈より一丈を至るの御用仕事

江戸ノ御守り多し及次第小多御者とたり教下もの沙
用金と並上付修吉大曾根沙綱正の列より事等
孫今木源川村弥喜多之子也海山寺主は福人たり
と申也

古今武家雅詔 大尾

小山良岱
所藏

安政五年五月詔
中島儀兵衛君写得之

